

「益田市スポーツ推進計画」の概要について

＜計画策定の背景＞

平成23年度にスポーツ基本法が施行され、続いて平成24年3月にはスポーツ基本計画が新たに策定された。当市においては、同法や同計画の趣旨を踏まえて、これまでに策定していた「益田市スポーツ振興基本計画」をより本市のスポーツ推進の考えに沿った計画に改めるため、「益田市スポーツ推進計画」に名称を改め、全体的にこれに沿った計画へと見直すこととした。

＜計画の概要＞

1. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念・・・> **健康で豊かなスポーツライフの実現**

(2) 推進目的

- ① 人づくり……心身の健康づくり、生きがいづくり
- ② 仲間づくり……感動の共有、ささえあい、ふれあい
- ③ 地域づくり……地域コミュニティの活性化、再生

(3) 基本施策

① 「**する**」スポーツの充実

生活に潤いをもたらすスポーツが、日々の暮らしの中に取り入れられるように、多様な参加機会の拡充を図る。

② 「**みる**」スポーツの充実

高いレベルのスポーツイベントの開催・誘致を推進するとともに、競技団体と連携して「みる」スポーツの魅力を高める。

③ 「**ささえる**」スポーツの充実

スポーツを「ささえる」活動は補助的役割だけでなく、スポーツシーンを創造する役割として親しめる環境を整備する。

④ 「**地域社会**」との連携充実

人々とのつながりを基本とした「地域社会」と連携を充実させ、新たなスポーツ環境を形成し、社会生活の充実と健全な地域づくりを進める。

⑤ 「**場**」の充実

既存施設の効果的運営を促進するとともに、学校体育施設の開放事業の充実を図る。

⑥ 「**情報**」の充実

スポーツへの関心を高め、スポーツに親しむきっかけづくりとするため、施設利用やイベント情報など幅広い情報の提供に取り組む。

(4) 主な推進方策

◎子どもがスポーツをする機会の充実

子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した地域のスポーツクラブなどにおいて、子供がスポーツをする機会を提供する取り組みなどを推進。

◎高齢者がスポーツをする機会の充実

スポーツを通じた健康づくりを推進するため、保健・福祉部局との連携を視野に入れ、高齢者が自ら主体的に取り組めるスポーツの普及推進。

2. 計画期間

平成25年度を初年度とし、10年間を計画期間とする。